平成２９年（フ）第２６号
秋田県能代市住吉町５番４号
破産者　竹内　伸也
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第４８９号
埼玉県熊谷市久下1644番地１　カーサヴィアソーレ102、前住所埼玉県狭山市大字南入曽182番地の５
破産者　蓬田　久光
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４９０号
埼玉県熊谷市久下1644番地１　カーサヴィアソーレ102、前住所埼玉県狭山市大字南入曽182番地の５
破産者　蓬田春美子
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１６０号
埼玉県所沢市大字山口2680番地の18
破産者　寺田　光一
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１８０号
埼玉県川越市上野田町51番地８、前住所埼玉県さいたま市南区内谷１丁目11番21号
破産者　表　　洋史
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２１３号
埼玉県ふじみ野市丸山８番18号
破産者　玉ノ井レイ子
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１９６号
埼玉県熊谷市桜町２丁目９番43号　シャトーいづみ501、旧住所埼玉県行田市本丸22番41号
破産者　小池　秀幸
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１９７号
埼玉県熊谷市桜町２丁目９番43号　シャトーいづみ309号室、旧住所埼玉県行田市本丸22番47号
破産者　小池　　久
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第１３号
埼玉県東松山市松山町２丁目７番７号
破産者　大山　碩三
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第２８９号
横浜市保土ケ谷区川島町1404番地　くぬぎ台団地４－２棟304号
破産者　多田　美祥
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３４３号
横浜市港北区岸根町525番地６
破産者　佐藤　智子（旧姓常味）
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１７８号
川崎市宮前区鷺沼２丁目18番地３　ダイアパレス鷺沼Ⅰ　109、前住所川崎市宮前区犬蔵１丁目11番４－104号　レオパレス　Ｆｏｒ　Ｙｏｕ
破産者　佐伯　光章
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２９９号
川崎市幸区塚越２丁目225番地　コーポ本山202
破産者　芦田　清史
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３７０号
川崎市宮前区有馬２丁目12番２－103号　ベルテ鷺沼
破産者　雪　　律
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３７６号
川崎市麻生区虹ケ丘２丁目２番５－102号
破産者　雲野　京子
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３７７号
川崎市麻生区片平４丁目５番２号　ＫＥＮＥＩ　ＶＩＬＬＡ　205、前住所川崎市麻生区片平６丁目１番10号　１Ｆ
破産者　藤澤　直樹
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２２８号
神奈川県伊勢原市伊勢原４丁目７番１－415号
破産者　髙崎　素行
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第４１号
新潟県村上市瀬波上町12番８号
破産者　池田　和晴
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部